

令和6年9月25日

令和6年第3回貝塚市議会定例会会議事項

NO. 2

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	20	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	3
議案	66	海岸寺山自治会館に係る建物明渡等請求訴訟を提起する件	4

報告第 20 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、専決処分したものであるの
で、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 25 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和 6 年 4 月 21 日、本市麻生中、市道鳥羽水間線において、道路の舗装にひび割れが生じていた
ことから、自動車当該箇所を通過した際、タイヤがパンクしホイールカバーが損傷した事故につい
て、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 30,415 円

2 損害賠償の相手

令和 6 年 8 月 29 日処分

貝塚市長 酒 井 了

議案第 66 号

海岸寺山自治会館に係る建物明渡等請求訴訟を提起する件
海岸寺山自治会館に係る建物明渡等請求訴訟について、次のとおり訴えを提起するものとする。
令和 6 年 9 月 25 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 事 件 名 建物明渡等請求訴訟
2. 当 事 者 原 告 貝塚市畠中一丁目 17 番 1 号
貝塚市
代表者 貝塚市長 酒 井 了
被 告 

3. 訴えを提起する方法
大阪地方裁判所岸和田支部へ訴えを提起しようとするもの。
なお、同裁判所の判決の結果、必要がある場合は、上訴しようとするもの。